

社会福祉法人みらい 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みらいの役員等の報酬等について定めるものである。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 役員等とは理事、監事、評議員及び評議員選任解任委員をいう。
- (2) 報酬等とは報酬と実費弁償費をいう。
- (3) 報酬とは別表1に定めるものに限り、賞与及び退職手当等は支給しない。
- (4) 実費弁償費とは職務の遂行に伴い発生する旅費交通費及びその他の経費をいう。

(役員等の報酬等)

第3条 役員等が理事会、評議員会、監事監査及び評議員選任・解任委員会に出席した場合、又は理事長の命により法人業務を行った場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、実費弁償費は本人からの請求があり、理事長が決裁した場合に支払うことができる。

- 2 役員等の報酬については、各年度の一人当たりの総額が別表2の範囲を超えない額で支払うことができる。
- 3 役員等の報酬等は役員等本人の辞退により支払わないことができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等の報酬等は、報酬等の締切期間を前月11日より当月10日までの期間とし、その期間の分を当月25日に支給する。その日が休日にあたる時は、その前日に繰り上げるものとする。

- 2 報酬等は現金をもって本人に支給する。但し、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合にはその金額を控除して支給する。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(役員等の職務証跡)

第6条 役員等は、法人職務証跡資料として、職務報告書の作成に協力するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

付 則 この規程は、令和4年6月1日より適用する。

別表 1

報酬等	支払額
報酬	10,000 円 (日額)
実費弁償費 (鉄道賃)	1 路線に応じた旅客運賃 2 急行・特急料金 (片道 50 k m 以上) 3 座席指定料金 (片道 100 k m 以上の普通座席指定料金) ※鉄道各社運賃表により確認する。
実費弁償費 (鉄道賃以外の交通手段)	現に支払った料金 (但し、鉄道賃と同等の料金とし、料金を確認できる証憑を提示し、理事長が決済するものとする。)
実費弁償費 (自己所有の自動車を使用の場合)	職員旅費規程に準ずる。
実費弁償費 (宿泊料等)	職員旅費規程に準ずる。
実費弁償費 (その他経費)	現に支払った料金 (但し、料金を確認できる証憑を提示し、理事長が決済するものとする。)

別表 2

役員等	各年度の一人当たりの総額
評議員	120,000 円
理事	120,000 円
監事	130,000 円
評議員選任・解任委員会	120,000 円